

納税の方法

●納税の場所は

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、信用組合広島商銀
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所
- ・ 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局
- ・ コンビニエンスストア（納税通知書等に記載してある全国のコンビニエンスストア）
（対象税目：自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、鉱区税）

※ただし、次の納付書はコンビニエンスストアでは利用できません。

- ・ コンビニエンスストア納付用のバーコードが印刷されていないもの
- ・ しわ、汚れ等によりバーコードが読み取れないもの
- ・ 納付書の「コンビニエンスストア（CVS）取扱期限」欄に印刷された期限を過ぎたもの
- ・ 全国のeL-QR対応金融機関
- ・ eL-QR対応スマートフォンアプリ
- ・ 地方税お支払サイト
- ・ 県税事務所
安芸県税事務所、中央東県税事務所、中央西県税事務所、須崎県税事務所、幡多県税事務所

高知県内に
所在する
本・支店等

eL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納税

令和5年4月から発行する納付書に印刷されたeL-QR（二次元コード）やeL番号を使って、スマートフォンやパソコンから納付することができます。
また、全国のeL-QR対応金融機関でも納付できます。

●対象となる税目

自動車税種別割をはじめ、全税目でご利用いただけます。
ただし、eL-QRが印刷された納付書に限りです。

①eLマーク

地方税お支払サイトまたはeL-QR対応スマートフォンアプリで納税できる目印です。

②eL番号

地方税お支払サイトに、eL-QRを読み取る環境がない場合でも「eL番号でお支払い」画面から直接入力することで納税できます。

③eL-QR

地方税お支払サイトまたはeL-QR対応スマートフォンアプリ等で読み取ること
で納税できます。
また、全国のeL-QR対応金融機関窓口
においても納税できます。

●納付方法

地方税お支払サイト

地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」へアクセスして、eL-QRを読み取るか、eL番号を入力することで県税の納付ができます。

また、支払方法につきましては、以下に対応しています。

- ・クレジットカード（※1）
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト納付（※2）
- ・ペイジー番号発行（ペイジー対応ATM等での支払い）

（※1）クレジットカード納付を行う場合、税額の他に、税額に応じたシステム利用料がかかります。

（※2）ダイレクト納付は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。

手数料の金額や支払の手順など、詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。

地方税お支払サイト
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



eL-QR対応スマートフォンアプリ

eL-QRに対応したスマートフォンアプリを起動し、eL-QRを読み取ることで県税の納付ができます。なお、対応アプリにつきましては、地方税お支払サイトをご覧ください。（※3）

（※3）アプリによっては決済手数料がかかる場合があります。詳しくは各事業者へお問い合わせください。

eL-QR対応金融機関

全国の金融機関窓口でも納付ができます。

対応する金融機関等については、地方税共同機構ホームページをご確認ください。

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

●注意事項（地方税お支払サイト及びeL-QR対応スマートフォンアプリによる納付の場合）

- ・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・支払いを行った後は、領収印のない納付書が手元に残りますので重複納付にご注意ください。
- ・領収証書は発行されません。支払内容は「地方税お支払サイト」またはご利用のアプリの取引履歴よりご確認いただけますが、領収証書が必要な方は、県税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

【車検用の納税証明書が必要な方へ】

地方税お支払サイト及びeL-QR対応スマートフォンアプリで納付した場合、車検用の納税証明書は発行されません。

また、納付の支払完了画面は車検用の納税証明書として利用できません。

車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時の納税証明書の提示は省略できるようになっています。ただし、支払手続が完了してからおおむね3営業日程度は納税確認ができませんので、車検が近い等お急ぎの方は県税事務所、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付し、納付書右端の納税証明書を大切に保管してください。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の翌々営業日以降に県税事務所に申請してください。

なお、納税証明書の交付請求手続については、「県税の納税証明書」（→43ページ）をご覧ください。

口座振替のご利用を!

下記の税目については、ガス代、電気代等と同じように、納期の最終日に、お届け頂いた口座から振替を行うものです。

■利用できる税目：自動車税種別割、個人事業税

●申込用紙は、金融機関又は各県税事務所の窓口で用意しております。

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 土佐信用組合、宿毛商銀信用組合
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所

高知県内に
所在する
本・支店等

●ご利用できる預金口座は

普通預金、当座預金、納税準備預金のうちで、納税者等の方が指定した本人名義の口座に限ります。

●お申し込み手続きに必要なものは

- ・ 預金通帳 ・ 通帳のお届印

●口座振替領収証書の送付取りやめについて

令和5年1月振替分から口座振替納税を行った際の領収証書の送付を廃止しました。

令和5年1月以降の納税のご確認につきましては、「預貯金通帳の記帳」または「県税の納税証明書」（→43ページ）をご利用ください。

県税への不服申立て

県税の課税や徴収等の処分について不服がある場合は、原則として、処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく所管の県税事務所（その処分を行った県税事務所）を経由して提出してください。

県税を過大申告した場合

法人の県民税・事業税、軽油引取税等の申告税目は、申告期限を過ぎてその税額が過大（計算誤り等で納めすぎた等）だとわかった場合に法定納期限から5年以内（特定の場合は、その理由が生じた日から起算して2か月以内）に限り「更正の請求」ができます。



うっかりすると延滞金や加算金が

納税や申告を忘れると、いろいろな負担が増えるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

■延滞金

延滞金とは、納期限までに納税した方との負担を公平にすることや、税金を滞納した方も今後は納期限までに納税していただくように促すことを目的として、税金に加えて納めていただくものです。税金を納期限までに納めなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります。

延滞金の額

税額に、法律で決められた率を掛けて計算します。

令和7年1月1日から12月31日までの間は、納期限の翌日から1か月間は年率2.4%、その後の期間は年率8.7%となります。この年率は、毎年変わります。

督促状をお送りしても、なお納税いただけない場合には、県の大切な収入を確保し、また、きちんと納税した方との不公平を避けるため、やむを得ず、財産の差押えなどにより強制的に税金を徴収することになります。

■加算金

個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税含む）、自動車税環境性能割、軽油引取税、県たばこ税及びゴルフ場利用税について、申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税金を免れようとした場合にかかり、内容により3種類あります。

過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が本来申告すべきであった額と比べて過少に申告されたため、後日、増額の申告をしたり、また増額の更正を受けた時にかかります。

(計算方法) 増額した税額×10%

なお、増額した税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える金額の5%が加算されます。

不申告加算金

申告書を期限内に提出しなかった場合にかかります。

(計算方法) 納める税額×5%又は15%

なお、納める税額の15%に該当する場合で、納めるべき税額が50万円を超えるときは、その超える分の税額の5%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納めるべき税額が300万円を超えるときは、その超える分の税額の15%が加算されます。

重加算金

二重帳簿等、故意に税金を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

(計算方法)

(1) 期限内に申告書を提出している場合…増額した税額×35%

(2) 期限後に申告書を提出している場合又は申告しなかった場合…納める税額×40%

なお、過去5年以内に同一税目で不申告加算金又は重加算金を徴収された場合は、納める税額の10%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前年度及び前々年度に不申告加算金又は、不申告加算金に代えて課される重加算金を決定すべきと認められる場合は納める税額の10%が加算されます。

こんな時にはご相談を

県税を納期限までに納税できない事情のある方は、お早めに所管する（申告先又は納税通知書等を送付してきた）県税事務所ににご相談ください。理由によっては、納期限の延長、納税の猶予や県税の減額・免除が認められることがあります。

◆納期限の延長

理由

災害等により、納期限までに納税や申告ができないときには、期限が延長されます。

期間

災害等がやんだ日から2か月以内

◆納税の猶予制度

徴収猶予（主なもの）

次の理由により県税を一時に納税できないと認められるときは、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ① 財産が災害（震災、風水害、火災等）や盗難にあったとき。
- ② 本人や生計を一にする親族が病気やケガをしたとき。
- ③ 事業を廃止又は休止したとき。
- ④ 事業に著しい損失を受けたとき。

＜徴収猶予が認められた場合＞

- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除になります。

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※換価の猶予を申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

＜換価の猶予が認められた場合＞

- ・財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・延滞金の一部が免除になります。

猶予期間

1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると認められる期間に限ります。

なお、猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所管の県税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

県税の減免

それぞれの理由に該当したときには、県税が減額又は免除されます。

税金の種類	理由
個人県民税	個人の市町村民税が減免されたとき
個人事業税	災害等により損害を受けたとき
不動産取得税	災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき
	取得した不動産が不動産取得税の納期前に災害により損害を受けたとき
自動車税環境性能割	災害等により自動車に損害を受けたため、それに代わる自動車を取得したとき
自動車税種別割	災害等により損害を受けたとき

身体障害者等への減免

身体又は精神に障害のある方が所有又は使用する自動車で、日常生活に欠かせないものとなり、一定の要件に該当する場合は、自動車税種別割、自動車税環境性能割が減免されます。

申請時期

- 自動車税環境性能割 新規に自動車を取得するとき、所有権移転の登録をするとき
- 自動車税種別割 4月1日から納期限まで（自動車を新規登録する場合は登録するとき）

必要書類

- 申請書 ●各障害者手帳
- 自動車検査証（車検証） ●運転免許証
- 生計が同じであることを証明する書類（家族運転の場合）
- 使用内容を証明する書類又は確認ができる書類



減税の上限額

- 自動車税環境性能割 取得価額から300万円（改造費用を除く）を限度に減免
- 自動車税種別割 R1.9.30以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車は51,700円）
R1.10.1以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度に減免

納税の猶予や減免等には手続きが必要です。所管の県税事務所へご相談ください。